

平成27年6月●日

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の
一部改訂案に係る意見募集について（案）

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会は、本日から平成27年6月○日までの間、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂について、広く皆様の御意見を頂きたく、意見募集を行なうことといたしました。

1. 一部改訂の概要

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」は、プロバイダ責任制限法の第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく発信者情報開示手続の運用指針として平成19年2月に策定し、平成23年9月に改定したのですが、運用実態をふまえた見直しを行っております。

最近、発信者情報開示請求の準備段階で、発信者情報を消去しないようプロバイダ等に保全要請をする事例が増加していることから、保全要請を行う請求者が提出する書面及び資料と要請を受けたプロバイダ等の対応を追記するものです。

2. 意見募集要領

いただいたご意見については、ガイドライン改訂の参考とさせていただきます。

（1） 意見募集対象

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン（案）」

（2） 資料入手方法（以下 URL よりダウンロードをお願いします）

- ・ プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン（案）

http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/201506xx_press.html

（3） 意見提出方法

住所、氏名、所属団体名又は会社名を明記の上、日本語にて、以下のいずれかの方法によりご提出ください。

①電子メールの場合

電子メールアドレス： jimukyoku@telesa.or.jp

②FAXの場合

FAX番号：03-5644-7646

一般社団法人テレコムサービス協会内 事務局

意見募集係 宛

(4) 意見提出期限

2015（平成27）年6月●日（●）必着

(5) 意見提出上の注意

提出されたご意見は、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会のホームページに掲載する予定です。なお、ご意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。また、御記入いただいた氏名（法人名及び連絡担当者名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

以上

<問合せ先>

一般社団法人テレコムサービス協会内

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 事務局（担当：菅野）

TEL：03-5644-7500

プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン

初 版：平成19年2月

第2版：平成23年9月

第3版：平成27年●月

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン

目次

I	はじめに – ガイドラインの趣旨	1
1	ガイドラインの目的	1
2	ガイドラインの位置付け	1
3	ガイドラインの運用について	2
4	見直し	2
II	請求の手順等	3
1	請求者	3
2	請求の手順	3
III	請求を受けたプロバイダ等の対応	5
1	書式の記載漏れ等の確認	5
2	請求者の本人確認	5
3	発信者情報の保有の有無の確認	6
4	権利侵害情報の確認	6
5	発信者の意見聴取	8
6	権利侵害の明白性の判断	9
7	発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の判断	9
IV	権利侵害の明白性の判断基準等	11
1	総論	11
2	名誉毀損、プライバシー侵害	11
3	著作権等侵害	17
4	商標権侵害	19
V	開示・不開示の手続	22
1	開示について発信者の同意があった場合	22
2	開示のための要件を満たすと判断された場合	22
3	開示のための要件を満たさないと判断された場合	22

Ⅰ はじめに - ガイドラインの趣旨

1 ガイドラインの目的

インターネット上の情報流通によって他人の権利が侵害されたとされる場合には、情報発信者、権利者、特定電気通信役務提供者（サーバの管理・運営者や電子掲示板の管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の三者の利害関係が絡むため、時として、その情報流通に対するプロバイダ等の対応には困難が伴う場合がある。このような中で、平成13年11月にプロバイダ等の民事上の責任の制限や、情報の流通によって権利が侵害された者の発信者情報開示請求権に関する規定を有する「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「法」という。）が成立した。

本ガイドラインは、特定電気通信（法2条1号の「特定電気通信」をいう。以下同じ。）による情報の流通によって権利侵害を受けた者（以下「被害者」という。）が、当該情報の発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」という。）の開示を請求する権利を規定した法第4条の趣旨を踏まえ、被害者、情報発信者、プロバイダ等のそれぞれが置かれた立場等を考慮しつつ、発信者情報開示請求の手續や判断基準等を、可能な範囲で明確化するものである。これにより、法第4条に基づく発信者情報開示手續によるプロバイダ等による開示・不開示の判断が迅速かつ円滑に行われることを促し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とするものである。

2 ガイドラインの位置付け

法第4条の発信者情報開示請求権は、実体法上の請求権として規定されているものであり、裁判外で発信者情報開示請求を受けたプロバイダ等は、法第4条の要件を満たす場合には、裁判外において発信者情報を開示することも可能である。

もっとも、プロバイダ等が法第4条の要件の判断を誤って発信者情報の開示を行った場合には、プロバイダ等は発信者に対して損害賠償責任を負うこととなるほか、場合によっては刑事上の責任を問われるおそれもある（電気通信事業法第4条、第179条）。

そこで、本ガイドラインでは、これまでに発信者情報の開示が認められた裁判例等を参考として、法第4条の要件を確実に満たすと考えられる場合について、可能な範囲で明確化を図るものである。

なお、本ガイドラインは、本協議会に参加している者によって作成されたものであるが、インターネット上の情報流通による権利侵害については、本協議会参加者相互間のみで問題となるものではないため、本ガイドラインが本協議会の参加者以外の者によ

でも活用されることが望まれる。

3 ガイドラインの運用

本ガイドラインは、法第4条に基づく発信者情報開示手続によるプロバイダ等による開示・不開示の判断が迅速かつ円滑に行われることを目的とするが、当該目的は本ガイドラインのみによって達成されるものではなく、個別の事案において、プロバイダ等及び被害者が十分な意思疎通を行い、適切な協働関係を構築することも重要であり、本ガイドラインの運用に当たっては、プロバイダ等及び被害者の双方においてかかる点を十分認識した適切な対応がなされることが重要であることは言うまでもない。

本協議会参加者は言うまでもなく、参加者以外の者においても本ガイドラインの趣旨が十分に理解され、プロバイダ等による迅速かつ円滑な開示・不開示の判断が行われるよう、関係者においては、本ガイドラインの運用にかかる適切かつ具体的な支援を継続的に実施することが望まれる。

4 見直し

本ガイドラインは、情報通信技術の進展や実務の状況等に応じて、適宜見直しをすることが必要と考えられる。そのため、本ガイドライン策定後も、本協議会における検討を続け、ガイドラインの改善及び拡充を行っていくこととする。

II 請求の手順等

1 請求者

発信者情報開示請求権は、特定電気通信¹による情報の流通によって権利侵害を受けた者の被害回復を可能ならしめるため、創設的に認められた権利である。したがって、発信者情報の開示を請求できるのは、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害された者である。具体的には、発信者情報の開示を請求する者は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害された者本人及び弁護士等の代理人とする²。

2 請求の手順

(1) 本ガイドラインによる請求手続は、関係するプロバイダ等³に、必要事項を記入した請求書（書式①参照）、請求者の本人性を確認できる資料、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料、その他必要な書類をプロバイダ等に提出するものとする⁴。

請求書に自己が権利を侵害されていることを記載するに当たっては、請求を受けたプロバイダ等が、侵害されているとする権利及び権利侵害の態様等が明瞭に認識できるよう留意する必要がある。

¹ いわゆるP2P型ファイル交換ソフトウェアによるファイル送信が特定電気通信に該当するか否かについては、これが争われた裁判例はいずれも特定電気通信に該当すると判断しており（東京地判平成15年9月12日・NBL771号6頁、東京高判平成16年5月26日・判タ1152号131頁等）、本ガイドラインにおいても、特定電気通信に該当するものとして扱うこととする。

² 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）2条3号の「著作権等管理事業者」をいう。）は、著作権者等との間で、同法第2条第1項第1号の信託契約を締結している場合は本人として請求を行うことができ、同項第2号の委任契約を締結している場合は、当該契約の範囲内かつ弁護士法等関係法令に抵触しない限度において、代理人として請求を行うことができる。

³ いわゆる経由プロバイダに対する発信者情報開示請求が認められるか否か（開示関係役務提供者に該当するか否か）につき、最高裁（平成22年4月8日第一小法廷判決・民集64巻3号676頁）は、「最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダは、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当すると解するのが相当である。」と判断した。

⁴ なお、発信者情報開示請求の準備に時間を要する等やむを得ない事情があるため、プロバイダ等に対し発信者情報を消去しないよう保全要請をする場合は、保全を必要とする発信者情報を特定する情報及び当該やむを得ない事情を記載した書面、本人性を確認できる資料及び特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料（その時点で添付可能な資料）をプロバイダ等に提出して要請するものとする。

(2) 請求手続は、原則として書面によって行うこととする。ただし、一定の場合には、必要に応じて電子メール、ファックス等による請求が認められる。具体的には以下の場合がある。

a) 継続的なやりとりがある場合等、プロバイダ等と請求者との間に一定の信頼関係が認められる場合であって、請求者が、当該電子メール、ファックス等による申出の後、速やかに電子メール、ファックス等による請求と同内容の請求書を書面によって提出する場合。

b) プロバイダ等と請求者の双方が予め了解している場合には、請求を行う電子メールにおいて、公的電子署名又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律102号。以下「電子署名法」という。）の認定認証事業者によって証明される電子署名の措置を講じた場合であって、当該電子メールに当該電子署名に係る電子証明書を添付している場合。

* 書面を原則とし、例外的に電子メール、ファックスを認める趣旨は、請求があったこと及びその内容について正確な記録を残すためである。請求者としては、可及的に書式①によるべきであり、仮に書式①によらない場合であっても少なくとも書面によることが望ましい。そのようにすることにより、プロバイダ等の定型的判断が可能となり、スムーズな開示を受けられる可能性が高まるからである。他方、プロバイダ等としては、書式①に固執して、それ以外の開示を一切行わないといった対応をとることは相当ではない。発信者情報開示請求権は、実体的権利であり、請求の方式にこだわるあまり、権利の存否の判断を怠って開示を拒む場合には、第4条4項の重過失に基づく責任が認められる場合もあるからである。なお、口頭又は電話による請求しか行わない請求者に対して、書面等によることを求めて開示を留保することは、手続に慎重を期するプロバイダ等としての正当な対応であり、特段の事情がない限り、重過失に基づく責任が認められることはないと思われる。

III 請求を受けたプロバイダ等の対応

1 書式の記載漏れ等の確認

プロバイダ等は、請求者から書式①による開示請求を受けた場合に、形式的な記載漏れや明らかに不明な点（以下「形式的記載漏れ等」という。）があるときには、必要に応じて、できる限り遅滞なく、請求者に対し、形式的記載漏れ等を指摘し、補正を促すものとする。

2 請求者の本人確認

- (1) 開示請求を受けたプロバイダ等は、発信者情報開示の可否について判断することとなるが、発信者情報は、情報の流通によって権利を侵害された者以外に開示されてよいものではない。また、発信者情報の開示を受けた請求者がこれを不当に用いた場合（法第4条第3項）にはプライバシー侵害等の不法行為を構成することになり、プロバイダ等も何らかの対応が求められることも考えられる。このため、請求をした者が誰であるのか及び請求が間違いなくその者によりなされたのかについて確認することが必要であるから、請求者の本人性を確認することとする。
- (2) 請求者は、以下の要領で請求書に記名・押印するとともに、運転免許証、パスポート、登記事項証明書等の公的証明書の写し等本人性を証明できる資料を添付するものとし、プロバイダ等は、添付された資料等により本人性を確認するものとする。
 - (a) 押印は、3か月以内の印鑑登録証明書を添付の上、登録印鑑で行うこととする。
 - (b) 請求者が法人の場合は、当該法人の代表者（代表者から権限を委譲されている者を含む。以下同じ。）の記名をすることとする。
 - (c) 著作権等管理事業者が請求をする場合、当該著作権等管理事業者は、請求書に管理事業者登録番号を記載するとともに、代表者の記名をするものとする。
 - (d) 海外からの請求については、当該国における一般的な証明方法によって証明された署名等により記名・押印に代えることができることとする。
- (3) 継続的なやりとりがある場合等、プロバイダ等と請求者との間に一定の信頼関係が認められる場合には、本人性を証明できる資料の添付を省略することができる。
- (4) 代理人が請求する場合（請求書を作成する場合）には、代理権を証する書面を添付させることによって、代理権を確認する。著作権等管理事業者の場合は、著作権者等

との間で締結している契約（信託契約又は委任契約）の契約約款等、契約内容を示す資料を添付する。法定代理人の場合（本人の親等）は、法定代理関係を証する書面（住民票等）を添付する。弁護士の場合は、通常委任状を相手方に提示する慣行はないことから、委任状は不要である。

なお、いずれの場合も、本人の運転免許証、パスポート、登記事項証明書等の公的証明書の写し等本人性を証明できる資料は必要である。

3 発信者情報の保有の有無の確認⁵

(1) 法第4条では、開示の対象となる発信者情報はプロバイダ等が保有するものに限られている（法第4条第1項）。そこで、プロバイダ等は、開示を請求されている発信者情報を保有しているか否かについて、速やかに確認することとする。

(2) 確認した結果、プロバイダ等が当該発信者情報を物理的に保有していない場合又は発信者情報の特定が著しく困難な場合には⁶、請求者に対し、発信者情報を保有していないため開示が不可能であることを書式⑤により通知することとする。

4 権利侵害情報の確認

インターネットにおける情報の流通量は膨大であり、権利を侵害したとする情報の流通があった旨の通知があったとしても、通知内容があいまいであるなど、実際にどの情報が問題とされているのかがプロバイダ等には分からないことも多い（そのようなことから、法3条1項2号においては、権利を侵害したとする情報の流通をプロバイダ等が

⁵ なお、前掲注4のとおり、請求者から発信者情報開示請求に先立ち、発信者情報を消去しないよう保全要請がなされる場合がある。このような場合には、保全を要請する者から、保全を必要とする発信者情報を特定する情報及び当該やむを得ない事情を記載した書面、本人性を確認できる資料及び特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料（その時点で添付可能な資料）が提出されて保全要請がなされた場合であって、プロバイダ等が当該書面により発信者情報を保全することが合理的であると判断したときは、プロバイダ等は、合理的期間を定めて例外的に発信者情報を保全できるものと考えられる。

なお、上記合理的期間を定めるに当たっては、発信者情報消去禁止の仮処分が裁判所に申立てられた場合においては、一般的な実務として、発信者情報開示請求訴訟が和解成立日から60日ないし90日以内に提起されることを前提に、その期間内に限り発信者情報を保全することを和解条件とする事例が多いことが参考となる。

⁶ 「保有する」とは、「発信者情報について開示することのできる権限を有すること」をいうが、これは開示が単に理論的に可能なだけでなく、実務的に実行可能なものとして発信者情報の存在を把握していることを含むものであり、抽出のために多額の費用を要する場合や、体系的に保管されておらず、プロバイダ等がその存在を把握できない場合には、「保有する」とはいえないと解されている。

知らなかったときの権利者に対する責任の制限が規定されているところである。)。他方、発信者情報の開示が認められるためには、発信者の発信した特定の情報の流通によって権利が侵害されたことが要件となっているから、請求を受けたプロバイダ等がその判断を行うためには、権利を侵害したとする情報を確認する必要がある。

(1) 電子掲示板・Web ページ上の権利侵害情報について

a) プロバイダ等は、請求者の主張する権利侵害情報について、請求書に記載された URL(Uniform Resource Locator)、及び対象となる情報を合理的に特定するに足りる情報（ファイル名、データサイズ、スレッドのタイトル、書き込み番号、その他の特徴等）に基づいて、権利侵害情報が掲載され又は掲載されていたことを確認できるか否かを検討する⁷。

b) 権利侵害情報が掲載されている電子掲示板や Web ページ等を管理するプロバイダ等（この項において「電子掲示板の管理者等」という。）から開示を受けた IP アドレス等に基づいて、いわゆる経由プロバイダに対して請求がなされた場合には、権利侵害情報を確認するとともに、当該 IP アドレスが当該権利侵害情報の発信に使用されたことや、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号や SIM カード識別番号が、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを利用した当該侵害情報の発信の際に送信されたこと及びこれらが正確に記録されていたことなどを確認する必要がある。そこで、いわゆる経由プロバイダは、a) にしたがって権利侵害情報を確認するとともに、当該 IP アドレス等の正確性に関する情報を確認することとする。

具体的には、いわゆる経由プロバイダは、①当該 IP アドレス等が裁判所の判決等に基づいて開示されたものである場合には、そのことを示す資料により、②電子掲示板の管理者等において任意に開示されたものである場合には、当該 IP アドレスが当該権利侵害情報の発信に使用されたことや、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号や SIM カード識別番号が、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを利用した当該侵害情報の発信の際に送信されたこと及びこれらが正確に記録されていたことなどを、電子掲示板の管理者等が証した記名・押印のある書面等により、確認することとする。

(2) いわゆる P 2 P 型ファイル交換ソフトについて

⁷ 一般的には、権利侵害情報が既に Web ページ等から削除されている場合には、プロバイダ等が過去の掲載の事実を確認することは困難である。

いわゆるP2P型ファイル交換ソフトについては、請求者において、著作権等の権利を侵害するファイルを送信可能状態に置いていたユーザのIPアドレス、タイムスタンプ等をプロバイダ等に示すこととする。加えて、請求者において、これらを特定した方法が信頼できるものであることに関する技術的資料等を提出することとし、プロバイダ等は当該資料に基づき当該特定方法の信頼性の有無を判断することとする⁸。

- (3) 請求者は、可能な限り、対象となる権利侵害情報のハードコピーにおける図示やIPアドレス等を特定した技術的方法の解説（P2P型の場合）等をするほか、プロバイダ等が、記載された情報のみでは特定ができないとして、請求書を補正するために追加的な情報を求めたときは、当該プロバイダ等が求めた情報を提示するものとする。

プロバイダ等は、権利侵害情報の特定が不十分であり、請求者によって補正が行われない場合には、権利侵害情報が特定できず、発信者情報の開示を行うことが不可能である旨を請求者に連絡するものとする（書式⑤参照）。

5 発信者の意見聴取

- (1) 法第4条第2項は、発信者情報の開示請求への対応に当たっては、プライバシーや表現の自由、通信の秘密等、発信者の権利利益が不当に侵害されることのないよう、原則として、開示するかどうかについて発信者の意見を聴かなければならないことを規定している。そこで、プロバイダ等は、Ⅲ1～3の事項について確認ができたときは、発信者に対する意見照会書（書式②）により、発信者情報の開示に対する発信者の意見を聴取することとする⁹。

⁸ IPアドレスの特定方法の信頼性について、東京地判平成17年6月24日は、「原告代理人がWinMXを用いて公表した電子ファイルを、別のパーソナルコンピュータからWinMXを用いてダウンロードし、その際に、……IPアドレスを確認した結果、3回の確認を行って3回とも、その時点で原告代理人に対し実際に割り当てられていたIPアドレスが正確に表示されたこと、……その他3種類のIPアドレス調査ソフトを同時に起動してWinMXへの接続を繰り返してその都度表示されるIPアドレスを確認した結果、100回とも同一のIPアドレスが表示されたことが認められ、その他これらのIPアドレス調査ソフトの信頼性に疑いを差し挟む証拠もない。」旨判示しており、IPアドレス等の特定の信頼性に関する資料については、複数のソフトを用いて複数回IPアドレス等を確認するなど、正確性が担保され得るものによる必要があると考えられる。もっとも、いくつかのWinMXに関する事例を除いて、IPアドレス、タイムスタンプ等の特定方法の信頼性について参考となる裁判例の蓄積もないことから、現時点において特定方法の信頼性について具体的な基準を設けることは難しい。（ただし、他のP2P型ファイル交換ソフトや特定方法に関わる個別の事案について、特定方法の信頼性をプロバイダ等が確認した時には、プロバイダ等において開示・不開示の判断がなされることが否定されるものではない。）

⁹ 法第4条第2項は、プロバイダ等が発信者に対して負う一般的な注意義務を規定しており、本項が発信者情報開示の要件となっているわけではない。しかしながら、表現の自由及びプライバシーの保護等の観点から、本ガイドラインでは、意見照会を経た発信者情報開示手続を前提とする。

(2) ただし、プロバイダ等が保有している発信者情報によっては、発信者に対して意見聴取をすることが不可能又は著しく困難であることがあり、そのような場合には、発信者に対して意見聴取を行わないでよいこととする。

また、請求者の主張する事実関係及び証拠資料によっては、情報の流通により権利が侵害されたとは認められないことが明確に判断できる場合にも、発信者に対して意見聴取を行わないでよいこととする。

(3) プロバイダ等は、発信者から、開示に同意する旨の回答を得たときは、Vに従って発信者情報を開示することとし、そうでない場合は、以下の6及び7にしたがい対応を行うこととする。

6 権利侵害の明白性の判断

(1) プロバイダ等は、発信者から開示に同意しない旨の回答を得た場合又は一定期間（二週間）経過しても回答のない場合には、請求者から提出された資料等に基づき、IVの基準等を参考に権利侵害の明白性についての検討を開始することとする¹⁰。

(2) なお、ここで権利侵害が明らかであるとは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味していると解されている。そのような事情の存在については、請求者の主張する事情に加え、発信者の主張も考慮した上で判断することとなるが、発信者に意見照会を行った場合において、一定期間（二週間）経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱うこととする。

7 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の判断

(1) プロバイダ等は、請求書の記載に基づいて、請求者が発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有しているかについて判断することとする。

(2) 発信者情報の開示を求める理由が、①損害賠償請求権の行使のためである場合、②

¹⁰ いわゆるP2P型ファイル交換ソフトを利用したファイル送信による権利侵害については、ソフトによってファイルが送信される技術的な仕組みが様々であることから、請求者は、①当該ファイルの流通が請求者の権利を侵害するものであることに加え、②発信者が当該ファイルを送信可能状態に置いていたなど、発信者の故意又は過失により権利侵害が生じたということについても、利用されていたファイル交換ソフトの技術的な仕組み等を前提に、根拠を示す資料を提出する必要がある。

謝罪広告等名誉回復措置の要請のため必要である場合、③発信者への削除要請等、差止請求権の行使のため必要である場合には、通常は、請求者は発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有しているものと考えられるが、例えば差し止め請求の場合に既に権利侵害情報が削除されており、請求の必要性がなくなっていることなどもありうることから、発信者の意見も考慮した上で判断する必要がある。

その他の理由であって、正当な理由を有しているか否かについての判断が困難な場合には、プロバイダ等は、弁護士等の専門家に相談した上、判断を行うことが望ましい。